小牧市消防水利及び消防活動用空地の設置等の基準に関する要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２５年３月２２日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２４小消第２０４号

目次

　第１章　総則（第１条・第２条）

　第２章　消防水利（第３条―１４条）

　第３章　消防活動用空地（第１５条―第２０条）

　第４章　雑則（第２１条・第２２条）

　附則

　　　第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は､消防活動の円滑な遂行と市民を火災から守るため、市内において宅地造成事業、住宅建設事業又は中高層建築物建設事業を行う者（以下「開発者」という。）に対して、消防水利及び消防活動用空地の設置及び確保に関する基準を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 宅地造成事業　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第４条第

１２項に規定する開発行為を行う事業をいう。

1. 住宅建設事業　戸建住宅、長屋建住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿

を建設する事業をいう。

1. 中高層建築物建設事業　地上高１０メートルを超える建築物を建設

する事業をいう。

(4) 消防水利　消火栓、防火水槽又はプールをいう。

(5) 消防活動用空地　消防車両が消防活動を行うための区域をいう。

 (6) 非常用進入口等　次のいずれかに該当するものをいう。

ア　建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１２６条の６

に規定する非常用の進入口

イ　建築基準法施行令第１２６条の６第２号に規定する窓その他の開

口部で、アに規定するものに代わるもの

　　ウ　消防隊が有効に進入することができる構造を有するバルコニー又

は開口部

　　第２章　消防水利

　（消防水利の設置）

第３条　住宅建設事業で敷地面積が１,０００平方メートル以上のもの又は計画戸数が１５戸以上のものには、消防水利を設置するものとする。

２　宅地造成事業（住宅建設事業を除く。）で敷地面積が７，０００平方メートル以上のものには、消防水利を設置するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、宅地造成事業で、敷地面積が１０,０００平方メートル以上のもの又は住宅建設事業で計画戸数が５０戸以上（中高層建築物建設事業においては、計画戸数が１００戸以上）のものには、防火水槽を１以上設けるものとし、敷地面積が１０,０００平方メートル又は計画戸数が５０戸以上（中高層建築物建設事業においては、計画戸数が１００戸以上）増すごとに１を加えるものとする。

４　同一の開発者（系列法人等を含む。）が連続して２年以内に宅地造成事業、住宅建設事業又は中高層建築物建設事業を当該事業施工区域内及び隣接地で着手する場合において、敷地面積の合計又は計画戸数の合計が前３項に規定する敷地面積又は計画戸数に達するときは、消防水利を設置するものとする。

５　前各項の規定に該当する場合で、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第１７条第１項の規定により消防用水を設置する場合は、その設置をもって消防水利の設置に代えるものとする。

（消防水利の給水能力）

第４条　消防水利は、常時貯水量が４０立方メートル以上又は取水可能水量が毎分１立方メートル以上で、かつ、連続４０分以上の給水能力を有するものでなければならない。

（消防水利の配置）

第５条　第３条の規定により消防水利を設置する区域内においては、当該区域内のいずれの地点からも消防水利（市が設置した消防水利を含む。）に至るまでの距離が、次の表の用途地域の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表消防水利までの距離の欄に掲げる値以下となるようにしなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 用途地域 | 消防水利までの距離 |
| 近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域 | １００ｍ |
| その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域 | １２０ｍ |

（消防水利の設置比率）

第６条　新たに設置する消防水利は、当該設置する消防水利の総数を３で除して得た数（小数点以下は、切り捨てる。）以上を防火水槽とするものとする。

（消火栓の基準）

第７条　消火栓は、呼称６５ミリメートルの口径を有するもので、直径１５０ミリメートル以上の配水管に取り付けなければならない。ただし、配水本管が直径１５０ミリメートル以上で次の各号のいずれにも該当する場合は、直径７５ミリメートル以上の配水管に取り付けることができる。

　(1) 配水管の管網の一辺が１８０メートル以下となるように配管されている場合で、管網の一辺に設置する消火栓の数が２以内の場合

(2) 配水管が枝状配管である場合で、設置する消火栓の数が１の場合

２　消火栓は、地下式とする。

３　消火栓の蓋は、市が指定するものとする。

　（消火栓の設置場所等）

第８条　消火栓を設置する者（以下「消火栓設置者」という。）は、消火栓を設置する場所を事前に消防署及び水道事業管理者（小牧市水道事業及び下水道事業の設置に関する条例（昭和４２年小牧市条例第１８号）第４条第２項の水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）と協議し、水道事業管理者の許可を受けた後でなければ設置することができない。

２　消火栓の設置場所は、原則として公道とする。

 (消火栓の標識)

第９条　消火栓設置者は、消火栓の近傍に、消防水利標識（別図１）を設置するものとする。ただし、消火栓の設置場所を容易に視認できる場合は、消防水利標識の設置を免除することができる。

２　消火栓設置者が消火栓の所有を市に移管する場合は、消防署が支給する消防水利標識板を当該消火栓近傍に設置するものとする。

３　消防水利標識を公道に設置する場合は、事前に当該道路の管理者と協議するものとする。

　（消火栓の完成検査）

第１０条　消火栓設置者は、消火栓を設置したときは、消防水利の完成検査届出書（様式第１）を消防署長に提出し、検査を受けなければならない。

　（防火水槽の設置場所）

第１１条　防火水槽を設置する者（以下「防火水槽設置者」という。）は、防火水槽を設置する場所を事前に消防署と協議するものとする。この場合において、公園内に設置する場合は、消防署及び当該公園の管理者と協議するものとする。

２　防火水槽設置者が防火水槽を市に移管する場合は、消防総務課と協議するものとする。

３　防火水槽の設置場所は、原則として幅員４.５メートル以上の道路に面し、かつ、消防車が容易に接近できる場所とする。

４　建築物の付近に防火水槽を設置するときは、当該建築物と適切な距離を確保するものとする。

（防火水槽の構造）

第１２条　防火水槽は、原則として日本産業規格に定める要求事項に基づき認証業務を行う第三者機関が認定した二次製品耐震性貯水槽又はこれと同等の耐震性を有する防火水槽とするものとする。

２　地下式の防火水槽を設置する場合は、設置場所における耐荷重を考慮するものとする。

３　消防車両等の吸管投入口は、道路から３メートル以内に設置するものとする。

４　消防車両等の吸管投入口の蓋は、別図２によるものとする。

５　防火水槽には、原則として補水口を設けるものとする。ただし、常に満水状態を維持できる手段が他にある場合は、この限りでない。

６　採水口等の構造は、次のとおりとする。

1. 防火水槽と接続する吸水管は単独配管とすること。

(2) 吸水管の直径は７５ミリメートル以上とし、空気だまりのできないものとすること。

(3) 採水口は７５ミリメートルツノ付きメスネジ結合金具とし、先端には覆冠を取り付けること。

(4) 防火水槽内に設ける吸水口には、ろ過装置（ストレーナー）を取り付けること。

(5) 採水口の高さは、地表面から０.５メートル以上１メートル以下とすること。

(6) 採水口は防火水槽から１５メートル以内の距離に設けるものとすること。

(7) 採水口の近傍には、「防火水槽（採水口）」の表示を設けること。

（防火水槽の標識等）

第１３条　第９条及び第１０条の規定は、防火水槽に準用する。

　（プールへの適用）

第１４条　学校等は、プール（常時貯水量が４０立方メートル以上のものに限る。）を消防水利とすることができる。ただし、第１２条第６項に準じた採水口を設けなければならない。

　　第３章　消防活動用空地

（消防活動用空地の設置対象）

第１５条　３階以上（地階を除く。）の中高層建築物を建築しようとする者（以下「建築主」という。）は、消防活動用空地（以下「活動用空地」という。）を設置するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 建築主の土地の敷地内にある道路、通路その他の空地を使用し、中高層建築物の最上階の非常用進入口等に、消防車両に積載する三連はしごが地上から架角度７５度で架梯できる建築物である場合

 (2) 看板、エレベーター機械室等を除くと地上高が１０メートルを超えない建築物である場合

(3) 個人の専用住宅である場合

(4) 中高層建築物の位置、構造又は周囲の状況から判断して、活動用空地を設置しなくても消防活動が有効にできると認められる場合

（活動用空地の設置場所）

第１６条　活動用空地は、次に掲げる条件を満たすものとし、事前に消防署と設置場所について協議するものとする。

(1) 原則として自己の敷地内に設けること。ただし、はしご付き消防自動車（以下「はしご車」という。）が活動できる幅員６メートル以上の公道に面し、かつ、次号から第４号まで及び次条の条件を満たす場合は、この限りでない。

(2）活動用空地は、非常用進入口等の下方地盤に設置すること。

(3）活動用空地の設置間隔は、原則として４０メートル以下とし、消防活動が有効にできる位置とすること。

 (4）活動用空地の設置間隔は、消防活動用空地の設置基本図（別図３）

のとおりとすること。

　（活動用空地の構造等）

第１７条　活動用空地の構造及び活動用空地に係る制限は、次のとおりとする。

(1) 短辺６メートル以上、長辺１２メートル以上とする。

(2) 地盤は、はしご車の総重量２２トンに耐え、かつ、地盤支持力がジャッキ荷重に耐え得る舗装とする。

(3) 前号の舗装は、コンクリート、アスファルト又はインターロッキングブロックとする。

(4) 縦断勾配及び横断勾配は、５パーセント以下とする。

(5) 設置場所に応じて、活動用空地の短辺側２メートル以内に、はしご車の作業姿勢の障害となる駐車場及び高さ１.５メートル以上の樹木、工作物等を設けないこと。

(6) 活動用空地及びその周辺の上空には、はしご車の伸梯及び旋回操作に支障となる架空線等を設けないこと。

(7) 活動用空地の地下には、原則としてガス管、水道管、側溝、マンホール等の工作物を埋設しないこと。

（消防車両の進入路基準）

第１８条　消防車両の活動用空地への進入路は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 地盤は、前条第２号及び第３号の基準を満たすこと。

(2) 公道から活動用空地までの進入路は、自己の敷地内で確保すること。

(3) 進入路の最小幅員は、４.５メートルとし、活動用空地に接続するものとすること。

(4) 進入路の縦断勾配及び横断勾配は、１０パーセント以下とすること。

(5) 進入路ではしご車が旋回するために隅切りが必要な場合は、別表１に規定する値によるものとすること。

(6) 進入路にくぐりを設ける場合は、容易に開放できるもの又は幅４.５メートル以上及び高さ４.５メートル以上とすること。

(7) 進入路の周辺には、消防車両の進入に支障となるものを設けないものとすること。

　（活動用空地の標示等）

第１９条　活動用空地の標示は、消防活動用空地の規制標示詳細図（別図４）又は消防活動用空地の標示図（別図５）とし、標識は、消防活動用空地の規制標識詳細図（別図６）とする。

（活動用空地等の完成検査）

第２０条　建築主は、活動用空地及び消防車両の進入路の完成後、消防活動用空地の完成検査届出書（様式第２）を消防署長に提出し、検査を受けなければならない。

第４章　雑則

（消防水利及び活動用空地の維持管理）

第２１条　消防水利及び活動用空地の所有者及び管理者は、消防水利及び活動用空地を常に良好な状態で管理し、この要綱の規定に適合するよう維持管理に努めなければならない。

（雑則）

第２２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行日）

１　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

（小牧市宅地開発及び中高層建築物に関する消防水利等指導要綱細則の廃止）

２　小牧市宅地開発及び中高層建築物に関する消防水利等指導要綱細則（平成５年４月１日施行）は廃止する。

附　則

　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和元年７月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和３年１月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に改正前の小牧市消防水利及び消防活動用空地

の設置等の基準に関する要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市消防水利及び消防活動用空地の設置等の基準に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている消防

水利及び消防活動用空地の設置等の基準の適用については、なお従前の例による。

別図１（第９条及び第１３条関係）

消防水利標識

(単位：ミリメートル)

プラスチック製キャップ

１２の白線

 3 5

1 3 4

ボルト止め

3,5 0 0

　又は

2,7 5 0

2,5 0 0 以上

又は

1,8 0 0 以上

Ｇ Ｌ

Ｇ Ｌ

1　標識板は、アルミ製で赤地に白文字とする。

2　ポールは、口径 5 0. 8 ・ 厚み1. 6以上の鉄製赤色とする。

参考

ＦＩＲＥ　ＨＹＤＲＡＮＴ

ＦＩＲＥ　ＣＩＳＴＥＲＮ

**消　火　栓**

**防火水そう**

3　道路に設置する時は、長さ 3,5 0 0のポールを使用し、地盤面から標識板下部までの高さを 2,5 0 0以上とする。

4　空地に設置する時は、長さ 2,7 5 0のポールを使用し、地盤面から標識板下部までの高さを 1,8 0 0以上とする。

4 0 0

参考　１　標識は、アルミ製で赤地に白文字とする。

　　　２　標識の柱は、口径５０.８ミリメートル、厚み１.６ミリメートル以上とする。

　　　３　道路に設置する時は、長さ３,５００ミリメートルの標識の柱を使用し、地盤面から標識下部までの高さを２,５００ミリメートル以上とする。

　　　４　空地に設置する時は、長さ２,７５０ミリメートルの標識の柱を使用し、地盤面から標識板下部までの高さを１,８００ミリメートル以上とする。

（単位：ｍｍ）

(単位はｍｍ)

50

（単位：ミリメートル）

20

30

60

50

15

18

26

110

698φ

600φ

820φ

654φ±15

110

110

**ワク　　Ａ～Ａ断面図　　1/8**

150

22φ

10φ

15

15

16

648±15

**フタ　　Ａ～Ａ断面図　　1/8**

特記

１　ガス穴なし。

２　くさり付。

**平　　面　　図　　1/5**

マーク

150φ

A

A

15

15

20

170

吸管投入口蓋

別図２（第１２条関係）

別図３（第１６条関係）

**消防活動用空地の設置基本図**

**中高層建築物**

１メートル以上

５メートル以内

１メートル以上

５メートル以内

消防活動用空地

消防活動用空地

６メートル以上

１２メートル以上

１２メートル以上

６メートル以上

800

100

30

900

20

50

960

消防用空地

(鉄筋コンクリート製平板）

130

・ダクタイル鋳鉄製

・レジコン(黄色）

15

800

900

960

15

130

130

（単位：ミリメートル）

3　組立平面図

130

黄色特殊樹脂製（ポリカボネード）

（単位：メートル）

（単位：ミリメートル）

接着部分

反射部分

消　防　活　動　用　空　地　の　規　制　標　示　詳　細　図

2　構　造　図

1　配　置　図

4

30

20

105

別図４（第１９条関係）

1

1

別図５（第１９条関係）

消防活動用空地の標示図

消　防　活　動　用　空　地

※　文字、ライン共に黄色焼付け

2 5 センチメートル以 上

1 5センチメートル

2 5 センチメートル以 上

別図６（第１９条関係）



別表6

（単位：ミリメートル）

全反射

小牧市

（ 管理人について ）

マンション・事業所名・

代表者等を記載

　別表１（第１８条関係）

　　　　　　　は し ご 車 進 入 路 隅 切 り 値　　　（単位：メートル）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| A有 効 幅 員 | B 有 効 幅 員 | ｘ　 軸 | ｙ　 軸 |
| ４．５  | ４．５ | ２．９ | ８．５ |
| ５．０ | ２．５ | ４．７ |
| ５．５ | ３．１ | ２．２ |
| ６．０ | ２．２ | １．６ |
| ５．０  | ４．５ | ２．２ | ８．０ |
| ５．０ | １．７ | ４．５ |
| ５．５ | ２．０ | １．７ |
| ６．０ | １．５ | １．１ |
| ５．５  | ４．５ | １．９ | ７．５ |
| ５．０ | １．１ | ４．５ |
| ５．５ | １．２ | １．２ |
| ６．０ | ０．７ | ０．６ |
| ６．０  | ４．５ | １．６ | ７．０ |
| ５．０ | ０．７ | ４．５ |
| ５．５ | ０．７ | ０．７ |
| ６．０ | ０．５ | ０．５ |

この数値は、４０メートル級のはしご車の諸元に基づき軌跡を画いて求めた数値である。

B有効幅員

ｙ軸

x軸

A有効幅員

※　進行方向は、A有効幅員からB有効幅員とする。

様式第１（第１０条関係）

年　　月　　日

消防水利の完成検査届出書

（宛先）小牧市消防署長

　　　　　　　　　　　　　　届出者　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　下記のとおり、消防水利を設置したので届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 開発概要 | 施工地の地名番地 |
| 開発地の名称 |  |
| 敷地面積 | ㎡　 |
| 宅地区画数・戸数 |  |
| 工事期間 | 着手　　　　　　　　年　　月　　　日完了　　　　　　　　年　　月　　　日 |
| 消防水利 | 道路幅員 | 　　　　　　　　　　ｍ |
| 消火栓 | ㎜　　　　　　　　　基 |
| 防火水槽 | ㎥ | 箇所 | 専用用地 | ㎡ |
| プール | 　　　　　㎥　　　　　　　　 箇所 |
| 添付書類 | 付近見取図　　　位置図　　　建物平面図防火水槽等構造図 |
| 担当者及び連絡先 | 電話番号 |
| ※受付欄 | ※経過欄 |
|  |  |

記

　※印の欄については、記入しないこと。

備考　用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。

様式第２（第２０条関係）

年　　月　　日

消防活動用空地の完成検査届出書

（宛先）小牧市消防署長

　　　　　　　　　　　　　　届出者　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　下記のとおり、消防活動用空地を設置したので届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 開発概要 | 施工地の地名番地 |
| 開発地の名称 |  |
| 敷地面積 | ㎡　 |
| 建築面積 | 　　　　　　　　　　　　㎡　 |
| 階数（高さ）・戸数 | 　階（　　　ｍ）　　　　　　　戸　　 |
| 工事期間 | 着手　　　　　　　　年　　月　　日完了　　　　　　　　年　　月　　日 |
| 消防活動用空地 | 　　　　　　　　　　箇所 |
| 構内通路幅員 | 　　　　　　　　　　　ｍ |
| 消防活動用空地面積 | ㎡　　　　　　　　ｍ×　　　　　ｍ　　 |
| 添付書類 | 付近見取図　　　位置図　　　建物平面図建物立面図 |
| 担当者名及び連絡先 | 電話番号 |
| ※受付欄 | ※経過欄 |
|  |  |

記

　※印の欄については、記入しないこと。

備考　用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。